

## ぐんま男女共同参画センター運営会議設置要綱

### (設 置)

第1条 ぐんま男女共同参画センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、ぐんま男女共同参画センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について意見の交換並びに提案を行う。

- (1) センターの事業に関する事。
- (2) センターの運営に関する事。
- (3) その他必要な事項

### (委 員)

第3条 運営会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちからセンター所長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関
- (4) その他センター所長が必要と認める者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交替したとき、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 運営会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は運営会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 運営会議は、センター所長が招集する。

2 センター所長は、運営会議にオブザーバーを出席させることができる。

### (庶 務)

第7条 運営会議の庶務は、センターにおいて行う。

### (雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。